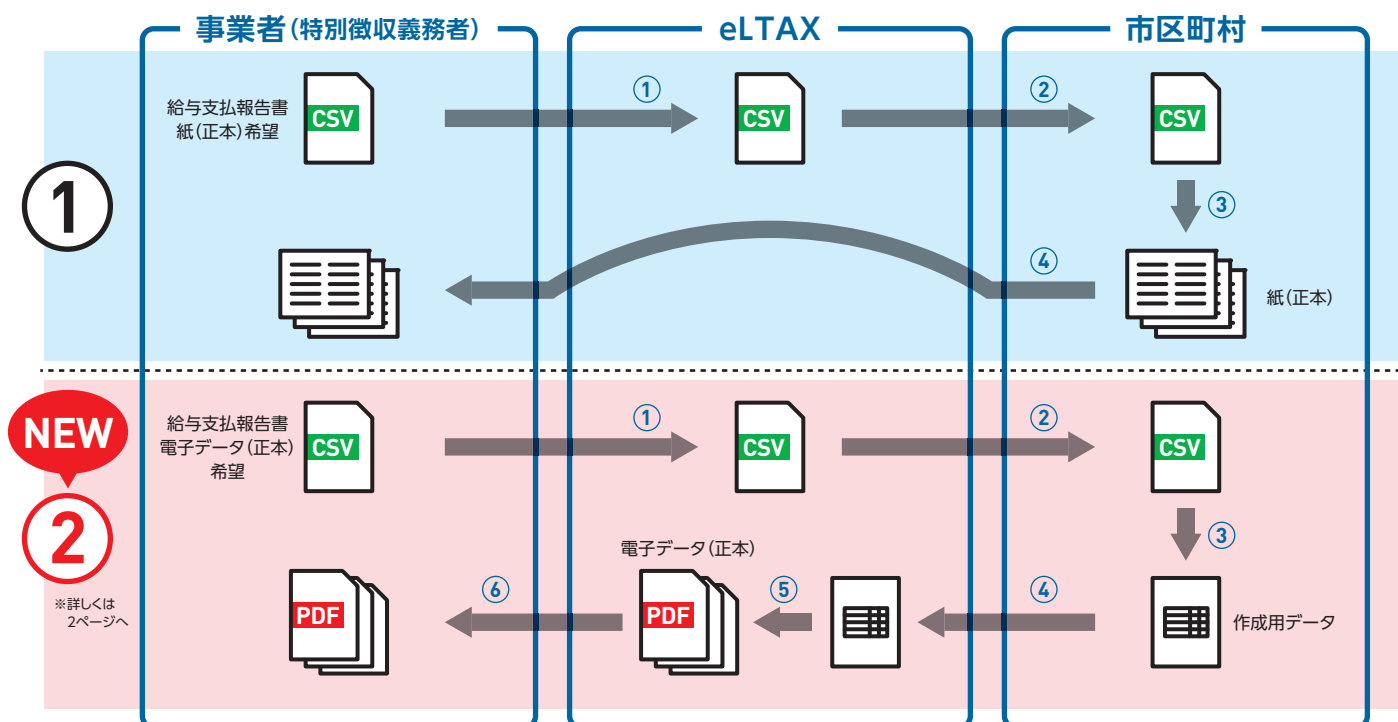
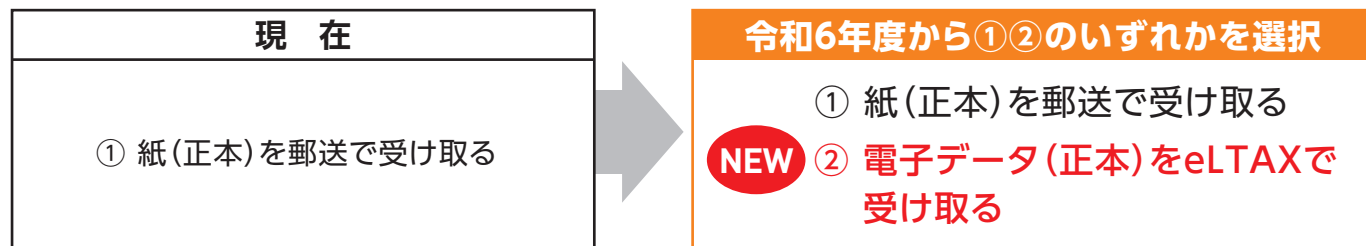


令和6年度から

# 個人住民税の 特別徴収税額通知の 受取方法が変わります！

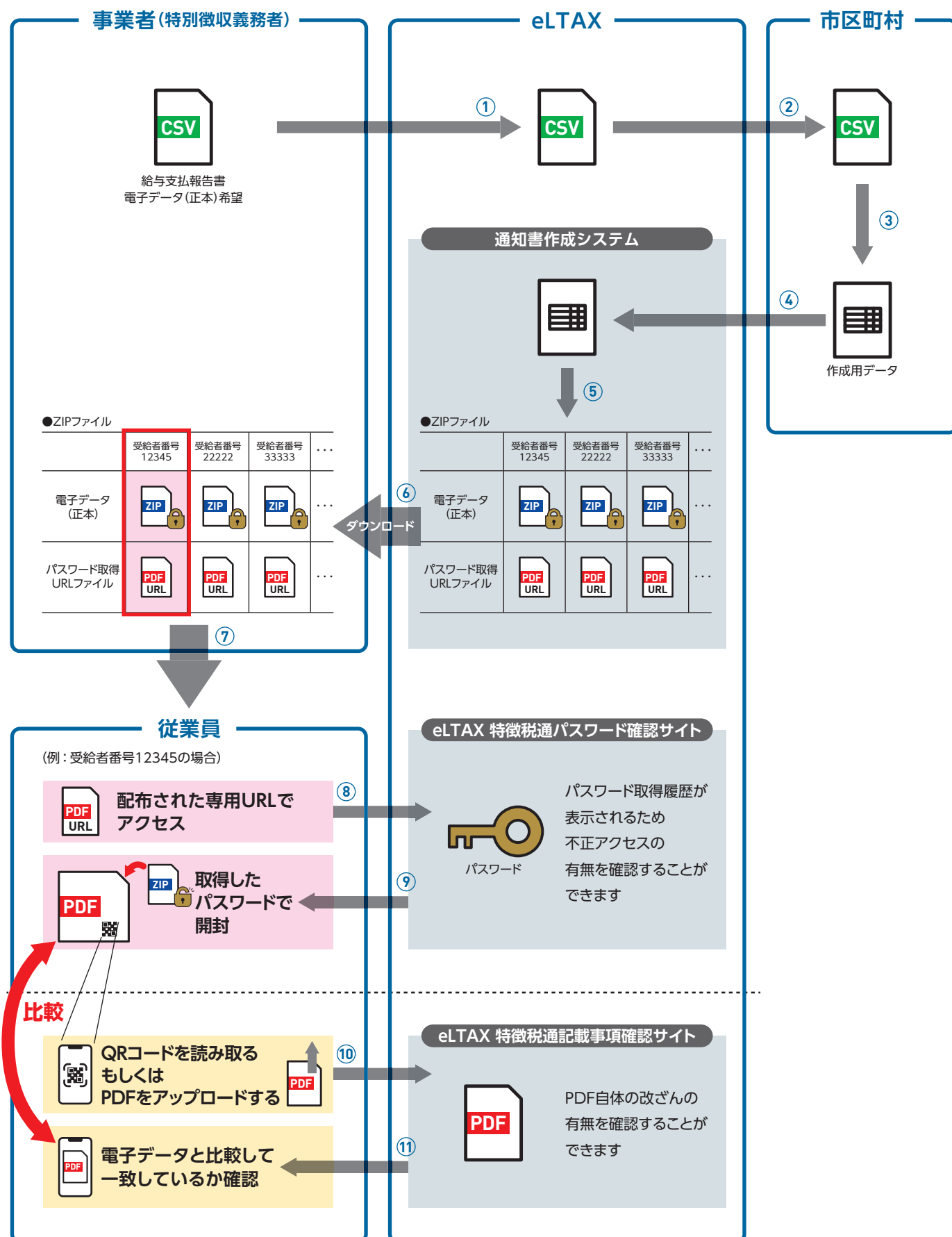
## 1 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。



## 特別徴収税額通知(納税義務者用)作成のイメージ

- ・ZIPファイルでダウンロードすることができます。
- ・従業員(納税義務者)は開封するためにパスワードが必要です。
- ・真正性の確認をすることができます。

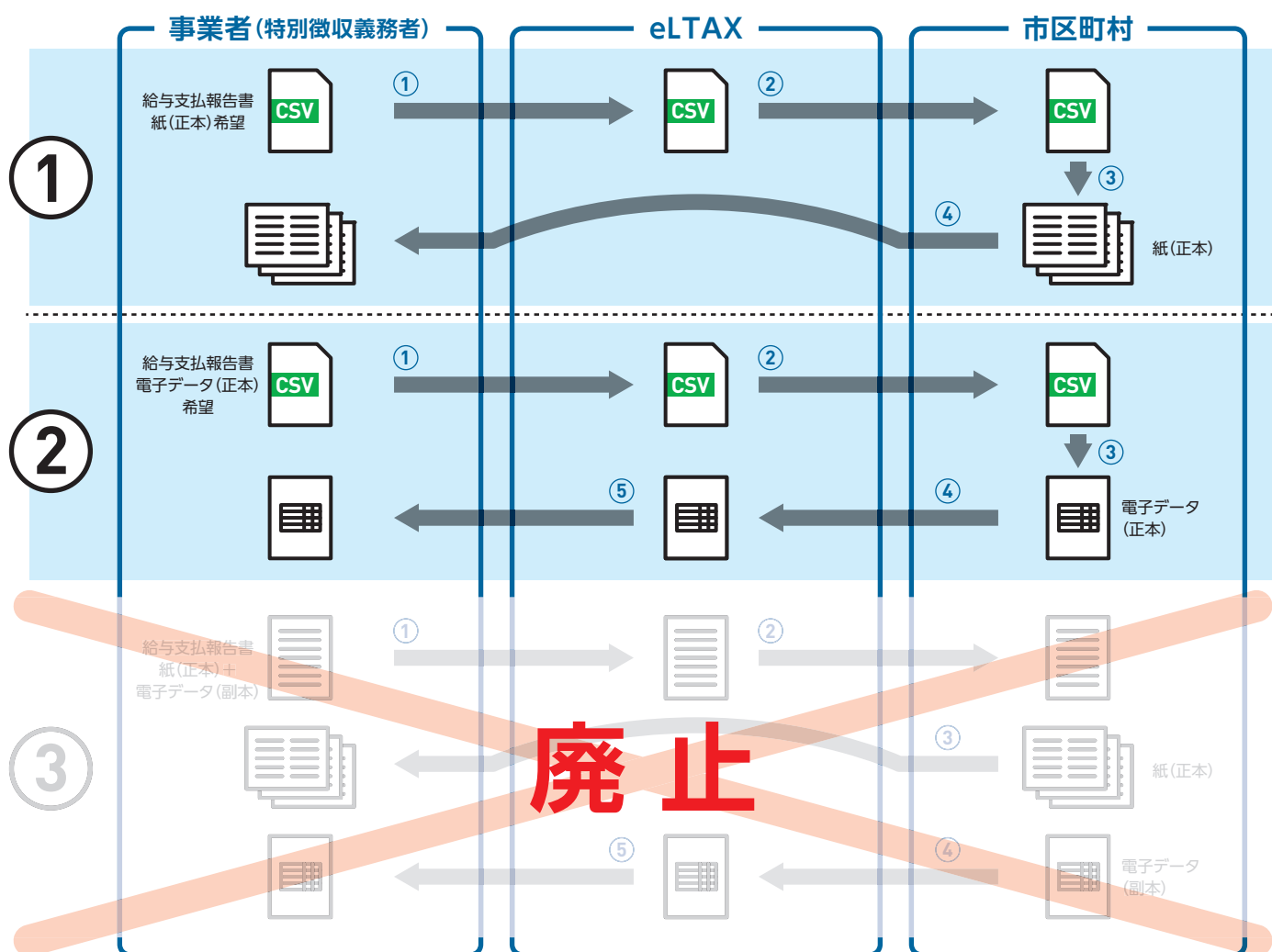
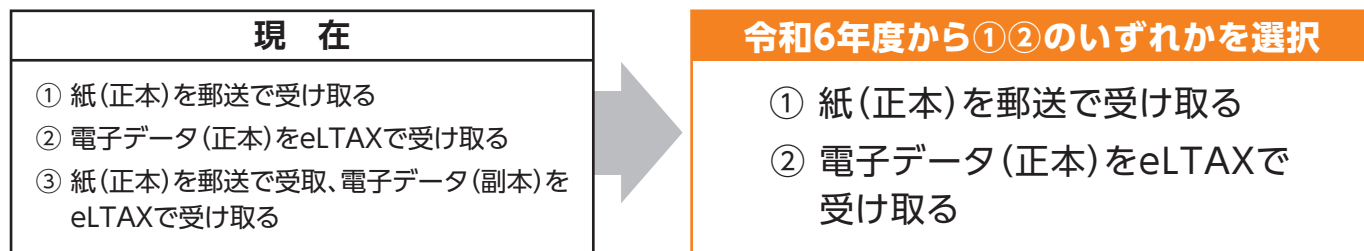


※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 2

## 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

- ・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。



## 3

## 全ての市区町村に電子通知への対応が義務化されます。

- ・原則として、全ての市区町村から電子データで通知が受け取れます。

## よくあるご質問

### ◆ 納税義務者用

**Q** 電子データでの受取は、義務ですか？

**A** 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

**Q** 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

**A** eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

**Q** 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

**A** 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

**Q** 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

**A** 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

**Q** 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

**A** 媒体（USBメモリ等）での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

**Q** 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

**A** 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

### ◆ 特別徴収義務者用

**Q** 電子データと書面の両方の受取はできなくなるのですか？

**A** 両方の受取はできなくなります。電子データ（副本）は廃止することとされました。

**Q** 従業員用が電子化されるようですが、会社用の電子データも形式が変更されるのですか？

**A** 会社用の電子データに変更はありません。

